

．外部評価結果

1．委員長総括

奈良教育大学外部評価委員会

委員長 栗林 澄夫

平成 15 年に学校教育法が改正され、大学・大学院等の高等教育機関においてはそれまで努力義務であった自己評価・自己点検の仕組みが認証評価へと切り替わった。国公立を問わず、すべての高等教育機関が 7 年に 1 度の認証評価を受け（専門職大学院においては 5 年に 1 度）、その結果の公表という形で機関存立の正当性を明らかにすることとなったのである。この過程にあって、ともすればどのような認証評価機関を選択するのか、あるいは認証評価にどのように対応すべきかなどの個別事項に各大学の関心が集中する傾向が出てきている。そうした傾向は理由があることではあるが、認証評価への対応は、これまで各大学が取り組んできた自己点検・自己評価を本来発展させる性質のものであるはずである。その意味で自己点検・自己評価に客観性を与える機能を果たしてきた外部評価の意義が減少したわけではないのである。奈良教育大学がそのことを正しく認識され、今回外部評価を実施されることに対し、敬意を表する次第である。以下、外部評価の委員長総括として、評価の体制、評価の視点、評価基準及び視点に関わっての評価について概略を述べる。

評価の体制について

奈良教育大学は、主として奈良県および関西圏に学校教員を輩出する所謂単科の教員養成大学である。したがって、学部は教育学部のみであるが、その中に複数の課程を配置し、教員養成の面での人材養成の集中化とカリキュラム選択の多様化という一見矛盾する要素の両立を図っている。関西圏には奈良教育大学と目的を同じくする単科の教育大学が比較的多く集まっており、単位の互換や e-learning システムの確立などについて共同で議論を深めてきている経緯がある。奈良教育大学の今回の外部評価は、奈良教育大学と類似の目的を持つ京都教育大学、兵庫教育大学、大阪教育大学からの委員と奈良県、大阪府の教育委員会からの委員によって構成することになった。その点では、奈良教育大学を取り巻く利害関係者、換言すればステークホルダーの一部による評価の試みと考えることが出来る。このような評価体制について、客観的な評価結果を期待する立場からは、より第三者的な委員会構成が望ましいという意見が提示されるかもしれない。しかし、自己点検・自己評価ならびにその発展形態としての認証評価の両者共において問われるのは、自ら定めた目標にそって十全の教育研究が展開できているかどうかという点である。その意味で、今回の外部評価の体制は、奈良教育大学が目指す目的を実態に即して評価するという点で

むしろ利点が大きいと考えることができる。

評価の視点について

奈良教育大学の自己評価書は、認証評価機関のひとつである大学評価・学位授与機構が定めた認証評価基準に準じて構成されている。そのことは、奈良教育大学が近い将来、大学評価・学位授与機構による認証評価を目指しており、今回の外部評価をその予備的な作業として位置づけていることを意味している。大学評価・学位授与機構による認証評価作業は、11の基準のそれぞれの基準の下に位置づけられる観点ごとにその成果を検証し、全ての基準を満たしていることを要件に認証するという仕組みになっている。したがって、外部評価委員会がその予備作業を十全に行おうとするならば、大学評価・学位授与機構による評価に準じた作業を行うことになる。しかし、今回の外部評価でそれを実現することはできない。その最大の理由は、時間の制約からである。大学評価・学位授与機構の認証評価は基準ごとに各観点を精査し、各基準が満たされているかどうかを判定することになっているが、それは大学の評価書のみを精査することによって行われるのではなく、同僚が当該大学を訪問し実態調査を行うピア・レビューによって初めて実質化されることになる。評価書の審査と訪問調査はその意味で、表裏一体の関係なのである。外部評価委員会は、評価のために割かれた時間の関係で、この認証評価の一方の軸であるステークホルダーへの訪問調査を実現することができなかった。したがって、今回の外部評価委員会は、奈良教育大学が自ら定めた教育研究の目的に適う活動を実現できているかどうかを自己評価書にある基準に沿って点検することに重点を置いた。今回の外部評価委員会は、この点で奈良教育大学の今後の認証評価に向けた作業の一部を構成することになると考えられる。

評価基準に関わる評価について

奈良教育大学は、その目的を学則に「学芸の理論とその応用とを教授研究し、高い知性と豊かな教養とを備えた人材、特に有能な教育者を育てるとともに、この地方に特色のある文化の向上を図ることを目的とする。」と定め、その実現のために、「少人数教育」による教育・研究の充実、「奈良・世界遺産」を活かした教育・研究の充実、「体験型キャリア教育」による教育・研究の充実を図っている。そうした活動の内容を大学概要やホームページ、その他の広報活動によって広く社会に公開し、教育へのアクセス機能を高めることに努めている。奈良教育大学の目的を達成するための教育研究組織として学士課程においては、学校教員養成のための学校教育教員養成課程と総合的な教育機能の強化のための総合教育課程を設け、狭義の教員養成と広義の教育者の養成とをバランス良く行う体制がとられている。また、大学院教育学研究科においては、高度な専門職業人としての教育者の養成のために3専攻13専修が用意されている。こうした教学上の組織をサポートするための各種センターや教学上の基本事項を審議する委員会が教授会の元に整備され、全体の組織を形成している。会議の開催状況、取り扱い事項などから見ても十全の役割を果たしていると言える。このことから基準1および2については指摘すべき難点はない。

こうした教育の実施体制を支える役割の教員および教育支援者の配置やこれらの人々の能力測定である評価がシステムとして機能しているかという点についてであるが、学士課程、大学院ともに設置基準を満たすように配慮している。しかし大学院については、教職大学院の設置準備のため、2専修において設置基準の研究指導教員、研究指導補助教員の合計数を欠いており、別の1専修においては研究指導教員の数を欠いている現状がある。配置教員の活性化、教員の教育活動の適切な評価、さらには教育活動の目的を達成するための研究活動の実質化などの点についてさらに検討が必要であると考えられる。以上の点、とりわけ教員の配置状況に関しては、現状で基準3を満たすことはできないと考えられる。

アドミッション・ポリシーの基本方針の策定、広報、およびアドミッション・ポリシーに沿う学生の受け入れが適切に実施され、その検証が行われているか、という点に関わっては、各種資料やホームページに示されており、良好な状態である。検証に関してもデータを示せるように整備されている。ただ、募集定員と入学定員および収容定員との関係については、今後も慎重な検討を継続する必要がある。以上の点から、基準4については大きな問題はないと考えることができる。

教育内容および方法に関わっては、学生の教育内容の実質化という観点から学士課程におけるカリキュラム・フレームワークの導入が検討されており、優れた取り組みであると考えられる。今後は、学士課程と大学院との関係において、学士課程におけるこの優れた取り組みをどのように位置づけるか、さらに検討することが期待される。また、インターンシップへの積極的な取り組みの状況、単位に実質化のためのGPAの導入、さらには複数教員による学生指導の取り組み等は、同じように評価できる点である。ただ、「単位の実質化」という言葉は、1単位の構成要素として45時間の学習が標準と考えられており、授業科目種別によって15時間や30時間である場合に、残りの学習をどのように保障するのかという内容を含んでいる。この点に対応できる検討が今後必要である。また、成績評価基準の明確化と不服申し立ての機会の保障等の検討も必要である。以上を総合して、基準5については概ね満たしていると考えられる。

教育の成果に関わっては、カリキュラム・フレームワークの構築が大学の目標と学生個々人の目標とを一致させ、教育の成果を挙げる上で大きな役割を果たすことが期待できる。また、成果の検証という点については、卒業生の免許取得状況の把握や、学生へのアンケート結果などによる分析から相応の成果が上がっていることが説明されている。この点自体は整合性があるが、評価行為は必ずしも高い得点を目指すだけのものではなく、常に改善に向けた取り組みへと発展することを目指すものであることから、今後評価の実質化に向けた取り組みがなされることが望まれる。このような観点を総合して、基準6は相応と考えることができる。

基準7の学生支援等については、ガイダンス、学習相談、学生のニーズの把握等、いずれも適切に対応している。ただ、障害のある学生への支援について、ノートテーカーの配置や施設のバリアフリー化等については、全体的な計画の実現に向けた対応を図る必要があると考えられる。その他、既存のセンター等を利用した各種相談への対応、支援に対する学生のニーズの把握等は

適切に対応している。学生の経済面の援助、寄宿舍の整備についても相応の取り組みがなされている。したがって、基準7は相応と考えられる。

施設・設備の整備については、学生のニーズを満たすための情報ネットワークの整備、施設の運用規則の整備と広報、図書類の整備のいずれも問題がない。したがって、基準8を満たしていると考えられる。

教育の質の向上及び改善のためのシステムに関わっては、教育の状況に関わるデータの蓄積、学生からの意見聴取のいずれも行われている。しかし、自己点検評価への学外関係者の意見の反映、評価結果の学内へのフィードバックと質の向上に向けての教員個人の取り組み等については、ステークホルダー調査を含む継続的な検証が必要である。したがって、基準9は相応であるが、今後の課題も残っていると考えられる。

結語

奈良教育大学が、自らの教育研究の目的に向かって継続的に努力されていることは自己評価書からも読み取ることができる。少人数教育、体験型キャリア教育等の奈良教育大学ならではの教育の特徴を活かした活動を今後とも続けていかれることを期待するものである。その上で、指摘させていただいた若干の懸念や問題点については、真摯に検討いただき、改善に取り組まれることを期待する次第である。